

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 4 月 22 日

静岡県知事 鈴木 康 友 様

医療法人社団 博英会徳山整形外科

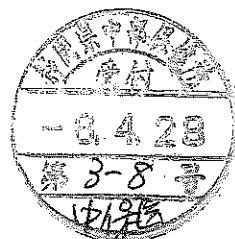
榛原郡吉田町片岡 1954-11

理事長 徳 山 博 士

令和7年度(第31期)の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書



事業報告書
(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 28 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 博英会徳山整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡 1954-11
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 3 月 8 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 3 月 15 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数	
病院				一般病床	床
				療養病床	床
				[医療保険	床]
				[介護保険	床]
				精神病床	床
				感染症病床	床
				結核病床	床
診療所	徳山整形外科	2215510351	静岡県榛原郡 吉田町片岡 1954-11	一般病床	床
				療養病床	床
				[医療保険	床]
				[介護保険	床]
介護老人 保健施設				入所定員	名
				通所定員	名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 4 月 8 日 役員報酬減額の承認

令和 7 年 4 月 21 日 令和6年度決算の決定

〃 理事・監事の選任、辞任の承認

令和 8 年 2 月 28 日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和8年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人社団 博英会 徳山整形外科

※医療法人整理番号 6 / 3

所在地 榛原郡吉田町片岡1954-11

財 産 目 録

(令和 8年 2月28日現在)

1. 資 産 額	463,570 千円
2. 負 債 額	20,882 千円
3. 純 資 産 額	442,687 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	309,076
B 固 定 資 産	154,494
C 資 産 合 計 (A+B)	463,570
D 負 債 合 計	20,882
E 純 資 産 (C-D)	442,687 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 博英会 徳山整形外科

※医療法人整理番号

613

所在地 榛原郡吉田町片岡1954-11

貸借対照表

(令和8年2月28日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	309,076	I 流 動 負 債	8,599
II 固 定 資 産	154,494	II 固 定 負 債	12,283
1 有 形 固 定 資 産	58,892	負 債 合 計	20,882
2 無 形 固 定 資 産	1,966	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	93,634	科 目	金 額
		I 出 資 金	8,000
		II 積 立 金	434,687
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	442,687
資 産 合 計	463,570	負 債 ・ 純 資 産 合 計	463,570

様式4-2

法人名 医療法人社団 博英会 徳山整形外科

※医療法人整理番号 613

所在地 榛原郡吉田町片岡1954-11

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 3月 1日 至 令和 8年 2月28日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	232,731
2 事業費用	233,791
本来業務事業損失	1,059
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,059
II 事業外収益	2,498
III 事業外費用	27
経常利益	1,411
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,411
法人税等	71
当期純利益	1,340 ✓

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団博英会徳山整形外科

理事長 徳山 博士 殿

私は、医療法人社団博英会徳山整形外科の第31期会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年 4月15日

医療法人社団 博英会徳山整形外科

監 事 今 村 和 彦